総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金の条件等一覧

【最新版】

平成21年10月1日現在

資金種類			貸付対象			貸付条件					
			低	障	高	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
1総合支援資金	(1)生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	●			(二人以上の世帯) 月20万円以内 (単身世帯) 月15万円以内	12ヵ月以内	最終貸付日から6ヵ月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人をたてられない場合は据置期間経過後年1．5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	(2)住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	●			40万円以内	—	貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6ヵ月以内			
	(3)一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	●			60万円以内	—				
2福祉資金	(1)福祉費	①生業を営むために必要な経費	●	●	●	460万円以内	—	貸付の日(分割による交付の場合は最終貸付日)から6ヵ月以内	20年	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人をたてられない場合は据置期間経過後年1．5%	⑫の場合で連帯借受人がいる場合は不要 それ以外の場合は原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
		②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	技能を習得する期間 6ヵ月程度130万円以内 1年程度　220万円以内 2年程度　400万円以内 3年程度　580万円以内			8年		
		③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	250万円以内			7年		
		④福祉用具等の購入に必要な経費	●	●	●	170万円以内			8年		
		⑤障害者用自動車の購入に必要な経費		●		250万円以内			8年		
		⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	513．6万円以内			10年		
		⑦負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	療養期間が1年を超えないときは170万円以内 1年を超え1年6ヵ月以内であって、世帯の自立に必要なときは　230万円以内			5年		
		⑧介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円以内 1年を超え1年6ヵ月以内であって、世帯の自立に必要なときは　230万円以内			5年		
		⑨災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	●	●	●	150万円以内			7年		
		⑩冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	50万円以内			3年		
		⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	50万円以内			3年		
		⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	50万円以内			3年		
		⑬その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	50万円以内			3年		
	(2)緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ①医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ②給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき ③火災等被災によって生活費が必要なとき ④その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	●	●	●	10万円以内	—	貸付の日から2ヵ月以内	8ヵ月以内	無利子	不要
3教育支援資金	(1)教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	●			(高校)月3.5万円以内 (高専)月6万円以内 (短大)月6万円以内 (大学)月6.5万円以内	—	卒業後6ヵ月以内	20年以内	無利子	連帯借受人がいる場合は不要 連帯借受人がつかない場合は必要
	(2)就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	●			50万円以内					
4不動産担保型生活資金	(1)不動産担保型生活費	一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	＊低所得の高齢者世帯			土地の評価額の7割以内 月30万円以内	借受人が死亡するまでの期間、又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 推定相続人の中から1名を選任
	(2)要保護世帯向け不動産担保型生活費	一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	＊福祉事務所が要保護と認めた高齢者世帯			居住用不動産の評価額の7割以内 (集合住宅は5割) 貸付基本額の範囲内 (生活扶助額の1．5倍以内)					不要